

## 勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

### 1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

#### (1) 俸給表

別記第1のとおり、現行の教育職俸給表及び指定職俸給表を改定することとし、教育職俸給表は、教育職俸給表(一)及び教育職俸給表(二)とすること。

教育職俸給表(一)及び教育職俸給表(二)への切替えは、別記第2の切替要領によること。

#### (2) 諸手当

##### ア 研究員調整手当について

共同研究等により、研究活動の状況、研究員の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる試験研究機関との有機的な連携が図られている機関に勤務する教育職俸給表(一)の適用を受ける職員等に対する研究員調整手当は、廃止すること。

##### イ ハワイ観測所勤務手当について

ハワイ観測所勤務手当は、廃止すること。

## ウ 義務教育等教員特別手当について

義務教育等教員特別手当は、廃止すること。

## 2 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正

(1) 支給の対象となる職員について、北海道及び北海道以外の寒冷の地域で別記第3の表に掲げるものに在勤する職員並びに寒冷及び積雪の度を考慮して当該地域との権衡上必要があると認められるものとして総務大臣が定める官署に在勤する職員で当該地域又は総務大臣が定める区域に居住するものとする。

(2) 支給方法について、支給日にその支給日に係る年度の寒冷地手当を支給することとされているものを、11月から翌年3月までの各月について支給するものとする。

なお、これに伴い、寒冷地手当を追給し、又は返納させる措置は、廃止すること。

(3) 支給月額について、寒冷地((1)の地域及び官署をいう。以下同じ。)の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額(一般職の職員の給与に関する法律附則第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、その額からその半額を減じた額)とし、基準額と基準額に加算される額との別を廃止すること。

寒冷地の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員 (単身赴任手当を支給される職員で寒冷地に居住する扶養親族のないもの(寒冷	その他の世帯主である職員	

	地に居住する扶養親族のある職員との権衡を考慮して総務大臣が定める職員を除く。)及びこれに相当するものとして総務大臣が定める職員を除く。)		
1級地	26,380円	14,580円	10,340円
2級地	23,360円	13,060円	8,800円
3級地	22,540円	12,860円	8,600円
4級地	17,800円	10,200円	7,360円

また、寒冷地の区分は、別記第3の表のとおりとすること。

(4) 豪雪に係る寒冷地手当は、廃止すること。

(5) (1)から(4)までの改定は、平成16年度以降に支給する寒冷地手当について実施すること。また、(1)及び(3)の改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正  
第1号任期付研究員について、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第6条第4項の規定により決定できる俸給月額の上限を、一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表11号俸の額に相当する額とすること。

なお、これに伴い所要の経過措置を講ずること。

4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

特定任期付職員について、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条第3項の規定により決定できる俸給月額の上限を、一般職の

職員の給与に関する法律の指定職俸給表11号俸の額に相当する額とすること。

なお、これに伴い所要の経過措置を講ずること。

## 5 改定の実施時期

1 から 4 までの改定は、この勧告を実施するための法律の公布の日から実施すること。

# 別記第1

## 教育職俸給表

### イ 教育職俸給表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	-	252,700	285,600	365,900
	2	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	333,200	413,100	447,600	530,000
再任 用職 員以 外の 職員	16	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	382,800	458,900	497,000	
	25	385,700	462,000	500,300	
	26	388,400	465,000	503,600	
	27	391,300	468,100		
	28	394,000	471,100		
	29	396,800			
	30	399,400			
	31	402,200			
	32	405,000			
	33	407,900			
	34	410,700			
再任 用職 員		288,100	304,100	336,400	417,800

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円
	1	-	204,000	252,700
	2	169,500	212,300	265,600
	3	180,100	220,800	278,300
	4	191,400	230,200	292,300
	5	202,800	239,500	306,400
	6	209,700	251,900	320,200
	7	217,000	264,200	335,200
	8	224,800	276,600	350,100
	9	232,600	289,100	365,100
	10	240,700	302,100	376,000
	11	249,000	314,900	386,400
	12	257,200	327,700	396,900
	13	265,200	340,500	406,500
	14	272,700	353,100	415,600
	15	280,300	362,000	423,900
	16	287,500	370,900	431,900
	17	294,600	379,700	439,300
	18	301,300	388,000	446,400
	19	307,600	396,100	452,500
	20	313,200	403,800	457,800
	21	318,400	411,600	462,800
	22	323,200	419,000	467,500
	23	328,000	426,100	472,200
	24	332,200	432,200	476,900
	25	336,100	437,400	480,400
	26	339,500	442,400	483,600
	27	342,000	447,000	486,900
	28	344,300	451,700	
	29	346,900	456,400	
	30	349,600	459,800	
	31	352,200	463,000	
	32	354,700	466,100	
	33	357,100		
	34	359,500		
	35	362,100		
	36	364,700		
37	367,200			
再任 用職 員		252,200	301,700	326,800

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	5 7 3 , 0 0 0
2	6 3 6 , 0 0 0
3	7 0 4 , 0 0 0
4	7 8 3 , 0 0 0
5	8 4 3 , 0 0 0
6	9 0 6 , 0 0 0
7	9 9 1 , 0 0 0
8	1 , 0 6 9 , 0 0 0
9	1 , 1 4 6 , 0 0 0
1 0	1 , 2 2 7 , 0 0 0
1 1	1 , 3 0 1 , 0 0 0

備考 この表は、事務次官、外局長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 別記第2 切替要領

- 1 改定後の教育職俸給表適用の日（以下「切替日」という。）の前日において改定前の教育職俸給表(一)の適用を受ける職員で切替日において改定後の教育職俸給表(一)の適用を受けることとなるもの及び切替日の前日において改定前の教育職俸給表(四)の適用を受ける職員で切替日において改定後の教育職俸給表(二)の適用を受けることとなるものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、これらの者の切替日の前日における職務の級（以下「旧級」という。）に対応する別表の新級欄に定める職務の級とする。
- 2 前記1により新級が定められる職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、その者の切替日の前日における号俸（以下「旧号俸」という。）と同じ号数の号俸とする。
- 3 前記2により新号俸が定められる職員の旧号俸を受けていた期間は、新号俸を受ける期間に通算する。この場合において、人事院の定める職員の旧号俸を受けていた期間については、他の職員との均衡上必要な調整を行うものとする。

別表

俸 給 表	旧 級	新 級
教育職俸給表(一)	2 級	1 級
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	4 級
教育職俸給表(四)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級

別記第3

寒冷地の区分	地 域 等
1 級地	<p>北海道のうち</p> <p>旭川市 帯広市 北見市 夕張市 芦別市 赤平市 士別市 名寄市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市</p> <p>後志支庁管内のうち</p> <p>虻田郡 岩内郡のうち共和町 余市郡のうち赤井川村</p> <p>空知支庁管内のうち</p> <p>空知郡のうち奈井江町及び上砂川町 樺戸郡のうち浦臼町及び新十津川町 雨竜郡</p> <p>上川支庁管内</p> <p>留萌支庁管内のうち</p> <p>天塩郡のうち幌延町</p> <p>宗谷支庁管内のうち</p> <p>宗谷郡 枝幸郡のうち浜頓別町、中頓別町及び歌登町 天塩郡</p> <p>網走支庁管内</p> <p>胆振支庁管内のうち</p> <p>有珠郡のうち大滝村 勇払郡のうち早来町、追分町、厚真町及び穂別町</p> <p>日高支庁管内のうち</p> <p>沙流郡のうち日高町及び平取町</p> <p>十勝支庁管内のうち</p> <p>河東郡 上川郡のうち清水町 河西郡 広尾郡のうち忠類村及び大樹町 中川郡 足寄郡 十勝郡</p> <p>釧路支庁管内のうち</p> <p>川上郡 阿寒郡 白糠郡のうち音別町</p> <p>根室支庁管内のうち</p> <p>野付郡 標津郡のうち中標津町</p>
2 級地	<p>北海道のうち</p> <p>札幌市 小樽市 釧路市 岩見沢市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 美唄市 江別市 紋別市 三笠市 根室市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市</p> <p>石狩支庁管内</p> <p>渡島支庁管内のうち</p> <p>松前郡のうち福島町 上磯郡のうち知内町及び木古内町 亀田郡のうち七飯町 山越郡</p> <p>檜山支庁管内のうち</p>

	<p>檜山郡のうち厚沢部町 瀬棚郡のうち北檜山町及び今金町 後志支庁管内のうち 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 岩内郡のうち岩内町 古宇郡のうち 泊村 積丹郡 古平郡 余市郡のうち仁木町及び余市町 空知支庁管内のうち 空知郡のうち北村、栗沢町及び南幌町 夕張郡 樺戸郡のうち 月形町 留萌支庁管内のうち 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡のうち遠別町及び天塩町 宗谷支庁管内のうち 枝幸郡のうち枝幸町 礼文郡 利尻郡 胆振支庁管内のうち 虻田郡のうち豊浦町及び洞爺村 有珠郡のうち壮瞥町 白老郡 勇払郡のうち鷗川町 日高支庁管内のうち 沙流郡のうち門別町 新冠郡 三石郡 様似郡 十勝支庁管内のうち 上川郡のうち新得町 広尾郡のうち広尾町 釧路支庁管内のうち 釧路郡 厚岸郡 白糠郡のうち白糠町 根室支庁管内のうち 標津郡のうち標津町 目梨郡</p>
3 級地	<p>北海道のうち 函館市 室蘭市 登別市 伊達市 渡島支庁管内のうち 松前郡のうち松前町 上磯郡のうち上磯町 亀田郡のうち大野 町、戸井町、恵山町及び椴法華村 茅部郡 檜山支庁管内のうち 檜山郡のうち江差町及び上ノ国町 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 瀬棚郡のうち瀬棚町 後志支庁管内のうち 古宇郡のうち神恵内村 胆振支庁管内のうち 虻田郡のうち虻田町 日高支庁管内のうち 静内郡 浦河郡 幌泉郡</p>
4 級地	<p>青森県 岩手県のうち 盛岡市 水沢市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 江</p>

刺市 二戸市 岩手郡 紫波郡 稗貫郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡のうち平泉町 東磐井郡のうち大東町、千厩町及び東山町 気仙郡 上閉伊郡のうち宮守村 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡

宮城県のうち

古川市 刈田郡のうち七ヶ宿町 柴田郡のうち川崎町 黒川郡のうち大和町及び大衡村 加美郡 志田郡のうち三本木町 玉造郡 栗原郡のうち築館町、栗駒町、高清水町、一迫町、鶯沢町、金成町、志波姫町及び花山村

秋田県のうち

秋田市 能代市 横手市 大館市 湯沢市 大曲市 鹿角市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡 南秋田郡 河辺郡 由利郡のうち矢島町、由利町、鳥海町及び東由利町 仙北郡 平鹿郡 雄勝郡

山形県のうち

山形市 米沢市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 最上郡 東置賜郡 西置賜郡 東田川郡のうち朝日村

福島県のうち

会津若松市 喜多方市 安達郡のうち大玉村、白沢村、岩代町及び東和町 岩瀬郡 南会津郡 北会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 東白川郡のうち棚倉町及び鮫川村 石川郡 田村郡のうち三春町、大越町、都路村、常葉町及び船引町 双葉郡のうち川内村及び葛尾村 相馬郡のうち飯館村

栃木県のうち

日光市 上都賀郡のうち足尾町 塩谷郡のうち栗山村及び藤原町 那須郡のうち塩原町

群馬県のうち

沼田市 北群馬郡のうち伊香保町 吾妻郡のうち中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村及び高山村 利根郡

新潟県のうち

長岡市 新発田市 小千谷市 十日町市 見附市 栃尾市 新井市 五泉市 上越市 中蒲原郡のうち村松町 南蒲原郡のうち下田村 東蒲原郡のうち津川町、上川村及び三川村 三島郡のうち越路町 古志郡 北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡のうち高柳町及び小国町 東頸城郡 中頸城郡のうち頸城村、妙高高原町、中郷村、妙高村、板倉町、清里村及び三和村 西頸城郡のうち青海町 岩船郡のうち山北町

富山県のうち

上新川郡 中新川郡のうち上市町 下新川郡のうち宇奈月町 婦負郡のうち山田村及び細入村 東礪波郡のうち城端町、平村、上

平村、利賀村及び井口村

石川県のうち

江沼郡 石川郡のうち鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村及び白峰村

福井県のうち

大野市 勝山市 吉田郡のうち上志比村 大野郡 今立郡のうち池田町 南条郡のうち今庄町

山梨県のうち

富士吉田市 東山梨郡のうち三富村及び大和村 東八代郡のうち芦川村 西八代郡のうち上九一色村 北巨摩郡のうち高根町、長坂町、大泉村及び小淵沢町 南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町 北都留郡のうち小菅村及び丹波山村

長野県のうち

長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡のうち高遠町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村及び長谷村 下伊那郡のうち阿南町、清内路村、阿智村、浪合村、平谷村、根羽村、売木村、泰阜村、大鹿村及び上村 木曾郡のうち木曾福島町、上松町、南木曾町、檜川村、木祖村、日義村、開田村、三岳村、王滝村及び大桑村 東筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡 更級郡 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡

岐阜県のうち

高山市 飛騨市 揖斐郡のうち藤橋村及び坂内村 加茂郡のうち東白川村 恵那郡のうち川上村及び加子母村 大野郡 吉城郡

滋賀県のうち

伊香郡のうち余呉町

兵庫県のうち

美方郡のうち村岡町及び美方町

和歌山県のうち

伊都郡のうち高野町

鳥取県のうち

日野郡のうち日野町、江府町及び溝口町

島根県のうち

飯石郡のうち頓原町

岡山県のうち

真庭郡のうち湯原町、新庄村、川上村、八束村及び中和村 苫田

郡のうち上齋原村及び阿波村 英田郡のうち西粟倉村 広島県のうち 山県郡のうち芸北町 比婆郡のうち高野町及び比和町 総務大臣が定める官署
--

備考 この表に掲げる名称は、平成16年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。